

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月16日

生駒市公平委員会委員長 鳥山半六

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「、企画係長及び行政経営係長」を「及び企画係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育指導課」を「学校支援課」に、「指導係長」を「支援係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和8年4月1日から適用する。